

広島県告示第九百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によつて、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 呉市社会福祉 協議会	呉市本町九番二一 号すこやかセンタ ーく れ別館二階	老人保健施設さ ざなみ苑	呉市音戸町高須三 丁目七番一五号	平成二二年 一〇月一日
株式会社P-T ex	竹原市本町四丁目 二 番一四号	新町の家	竹原市竹原町字新 町 四一六九番地	平成二二年 一月二日
有限会社ひとさ や	三原市港町一丁目 四 番二三号	居宅介護支援事 業所ふるさと	三原市港町一丁目 四 番二三号	平成二二年 三月一日
有限会社ブレイ クスルー	尾道市美ノ郷町三 成 一八〇二番地一	グループホーム 楽居	三原市南畑敷町四 八 番地三	平成二二年 一月二七日
株式会社ウイズ	三次市三良坂町利 二 六一番地五	デイサービスセ ンターウイズ	三次市三良坂町利 二 六一番地五	平成二二年 九月一日
株式会社UED A	江田島市大柿町大 原 九六六番地二	さくら・介護ス テーション江田 島	江田島市大柿町大 原 一六五四番地	平成二二年 一月一日
社会福祉法人エ ファイジイ福祉 会	安芸郡府中町柳ヶ 丘 二〇番二号	居宅介護支援事 業所チェリーゴ ード	安芸郡府中町本町 二 丁目一六番三八号 さ かきビル一階	平成二二年 三月一日